

原油高騰対策運送事業者等支援金のご案内

新型コロナウイルスの感染状況等に起因する原油価格の高騰による経費の増加を価格に転嫁することが困難な状況にあると認められる道路運送事業者等の事業継続を支援するため、市内で道路運送事業等を営む事業者に対し、事業に要した燃料購入費用の一部を支援します。

支給額：令和3年10月から令和4年3月までの6か月間のうち
いずれかの3か月間において、対象車両の運行のために
購入した燃料の合計 1ℓあたり3円（1円未満切捨）

受付期間：令和4年4月6日(水)～同年6月30日(木)（当日消印有効）

① 対象となる事業者等

市内で事業を営む中小企業、個人事業主のうち、次に掲げるいずれかの事業を行う事業者
※市内の事業所等で所有し、要件を満たす車両（リース含む。）が対象となります。

区分	対象車両（リース含む。）
トラック・運送事業（貨物自動車運送事業）	事業用車両（緑（黒）ナンバーのみ）
貸切バス事業（一般貸切旅客自動車運送事業）	
タクシー・介護タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業）	
自動車運転代行業	登録車両（随伴用車両）のみ

※乗合バス等（一般乗合旅客自動車運送事業）の運行に要した分の燃料は対象になりません。

※大企業（みなし大企業を含む。）は対象になりません。

② 申請に必要な書類（必須）※申請の前に提出書類が揃っているか必ず確認してください。

	トラック・運送事業	貸切バス事業	タクシー・介護タクシー事業	自動車運転代行業
1 申請書兼請求書（指定様式）	○	○	○	○
2 交付対象車両一覧（指定様式）	○	○	○	○
3 運輸局からの自動車運送事業の許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書等のいずれかの写し	○	○	○	○
				公安委員会からの運転代行業の認定書の写し
4 対象車両全ての車検証の写し	○	○	○	○
5 対象車両全ての写真（ナンバーが写っているもの） ※自動車運転代行業の場合は、車体に掲示する認定番号が写っているもの	○	○	○	○
6 購入した燃料に関する請求書、領収書（燃料の内訳（購入日、購入場所等）が分かるもの）	○	○	○	○
7 振込先口座の分かるもの（通帳の写し等）	○	○	○	○
8 申請者の身分証明書の写し（運転免許証やマイナンバーカードの写し等）	○	○	○	○
9 （法人のみ）直近の確定申告書の写し	○	○	○	○

※申請書兼請求書などの指定様式は、多賀城市役所4階産業振興課で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。
（裏面もご覧ください）

- ③ **申請方法** 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「郵送」での申請にご協力をお願いします。
窓口で申請する場合は、事前に電話での「予約」をお願いします。

お問合せ・郵送・事前予約／〒985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号

多賀城市都市産業部産業振興課商工係 電話 022-368-1141

※「原油高騰対策運送事業者等支援金」と「第2期事業活動応援特別支援金」については、対象要件を満たしている場合は、どちらも申請することができます。

多賀城市原油高騰対策運送事業者等支援金についてのQ & A

質問1：対象となる事業者は、「市内で事業を営む中小企業及び個人事業主」とありますが、具体的には、どのような事業者が対象になりますか。	回答1：市内で営業を行っている事業所のある大企業（みなし大企業を含む）以外の中小企業及び個人事業主を対象としています。詳しくはお問い合わせください。
質問2：事業所（店舗）は市外にありますが、個人事業主が多賀城市内に住所を有している場合は対象になりますか。	回答2：本支援金は、補助対象の要件として、「多賀城市内で事業を営むもの（市内に店舗を所有または賃借して当該店舗を運営しているもの）」としていることから、対象となりません。
質問3：事業所（店舗）は多賀城市内にありますが、個人事業主は市外に住所を有している場合は対象になりますか。	回答3：事業主が市外に住所を有している場合であっても、多賀城市内で事業所を運営している場合は対象となります。
質問4：なぜ緑色のナンバーと黒色ナンバーが対象となるのですか。	回答4：営業用の車両を対象としており、緑色のナンバープレートもしくは黒色のナンバープレートの装着が義務付けられているためです。ただし、運転代行車両については、装着が義務付けられていないため、車検証の写し及び車体に掲示している認定番号が分かるものの写しで確認をさせていただきます。
質問5：いつまでに創業すると、この支援金の対象となりますか。	回答5：令和4年3月31日までに事業に必要な許可等を全て有したうえで、事業を実施している事業者であれば対象となります。例えば、令和4年3月31日に開業し、支給要件を満たした上で、1日分の燃料使用実績を提出することができた場合、本支援制度の対象となります。

申請に当たっての注意点

- (1) 多賀城市行政手続きにおける押印及び署名の見直しに係る方針に基づき、申請書兼請求書への押印が省略できます。押印省略で修正の場合は、押印での訂正ができませんので、書き直してください。
- (2) 押印を省略しない法人等の場合は、申請書には社判ではなく代表者印を押してください。修正の場合は、代表者印で訂正してください。（修正テープは不可です。）個人事業主の場合も同様です。